

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		2023年 9月 18日								
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区若宮通五条下ル毘沙門町33番地1		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社ハートフレンド 代表取締役 井上壮一								
主たる業種	各種食料品小売業					細分類番号	5	8	1	1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					京都府地球温暖化対策条例施行規則				
計画期間	令和2年4月から令和4年3月まで									
基本方針	基準年度実績を基準として3%以上のCO2削減を目指す									
計画を推進するための体制	ECOハートプロジェクト、省エネルギー推進委員会による実施計画策定及び代表取締役を本部長とする経営戦略会議による進捗管理									
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	10,121.9 トン	9,827.5 トン	10,392.2 トン	11,720.1 トン	5.2 パーセント				
	評価の対象となる排出の量	10,309.6 トン	9,827.5 トン	10,392.2 トン	11,720.1 トン	3.3 パーセント				
実績に対する自己評価		改装時、高効率設備を導入し、一定の効果は得られた。既存店含めて最需要期の削減に努めていく								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率			
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (売上：百億円×延床千㎡)	35.70	32.62	35.80	40.94	2.11 パーセント			
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント			
実績に対する自己評価		改装・新店時の高効率設備導入。各店での電気使用量削減対策の実施。								
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考				
		110.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	改装・新店時の高効率設備導入。各店での電気使用量削減対策の実施。								
	(3)年度	電気代高騰による電気使用量の各店ごとの見直し、有効場節電対策の全店共有。								
	(4)年度	既存店のLED照明更新、一部店舗の冷ケース照明のLED照明化								
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自動車での通勤にてどうしても必要な場合のみ申請し、許可がおりた場合のみ自動車通勤を認める。それ以外は原則、公共交通機関を利用する								
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	自動車通勤が必要か申請の都度検討している為、効果は見込めているかと思えます。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	リサイクル資源の店頭回収・一部店舗でのペットボトル回収機の導入、夏季期間の節電営業（デマンド監視装置によるピーク時の電力使用量抑制）									
特記事項										

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。